

# 令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和3年12月10日 (金曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和3年12月10日 午前9時00分開会

日程第1 議案第63号 川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて

追加日程第1 議案第70号 川南町立中学校統合整備基本計画の策定について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

---

午前9時02分開会

**○議長（中村 昭人君）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、河野禎明議員から発言の申出がございましたので、これを許可します。

**○議員（河野 禎明君）** 私は12月8日に行ったMBR2号炉建設についての一般質問の中で、寿命というか、あそこの地区だけ早死にする人が多くなる気がします。という発言をしました。これは、不適切な発言でございましたので、お詫び申し上げるとともにこの部分について、発言の取り消しをいたします。

**○議長（中村 昭人君）** 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについてを議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（米田 正直君）** 文教産業常任委員会に付託されました議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定めるについては、総務厚生常任委員会の所管にも関連があるため、会議規則第70条の規定により、連合審査をしていただきました。町長、副町長、総務課長、まちづくり課長、教育課長の出席をいただき、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定めるについては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、川南町立中学校統合整備基本計画の策定等については、議会の議決すべきものと定めるもので、県内でも21の市町村が条例制定を行っていて、38の案件を定めているようです。川南町においても、地方自治法における長期総合計画の議決事項を平成23年5月法改正により除外されたことに伴い、新長期総合計画策定時には議決事件として自治法第96条第2項に基づいて議会基本条例の中に制定した経緯があり、町としても法改正により新たに96条第2項を適用し、条例化をしたところでありましたが、議会基本条例と重複する必要はないと判断し、その部分については、外されました。従って、今回の提案が最初の提案で、今後は長期に及ぶ重要な計画で、多くの予算が必要となる最も重要な計画等と判断したものについては議会に提案し承認や同意を得たうえで、諸事務を執行していきたいということになります。

今回提案されている議案第63号は、これまで川南町の中学校等問題について数度のアンケートの実施や説明会の開催、教育委員会の決定を経て町民に対し、時間はかかりましたがその方向性を示すことができる環境が整ったということでもあります。町が一体となった子どもたちの教育について考え、未来ある中学生のよりよい教育環境を整える必要があり、極めて重要な計画となる中学校統合整備基本計画であるとの町長の説明を受けました。

意見としては、議会、町民との合意形成については、関係課等横の連絡が重要である、既存の条例、川南町立学校条例で間に合うのではないかと、この条例は事前審査にあたるのではないかと、このような事例の自治体は全国的にどのくらいあるのか、1日でも早く教育環境を整えてほしいという住民の声があり、議員の責任も大きいのでは、両中学校の建物の老朽化について、両中学校とも築50年を経過していることを再確認、それぞれの意見、質問に対し説明者側から回答をいただき連合審査を終了し、文教産業常任委員会にて討論採決を行った結果、議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定めるについては、賛成多数で可決であります。なお、まだ説明不足ではないかという意見もありました。

以上で文教産業常任委員会に付託された議案第63号についての審査報告を終わります。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（養原 敏朗君）** 私は、議案63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて反対の立場で討論を行います。今回、川南町立中学校へ統合整備基本計画の策定、変更又は廃止に関することを地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決すべき事件とする条例が提案されています。現在、町内に存在する唐瀬原、国光原中、両中学校を廃止し、新たに統合した中学校を設置を基とされ、統廃合整備基本計画を議会の議決事件とすべきものです。議会の意見を聞きながら、丁寧に対応したいという町長の姿勢は評価いたしますが、何も基本計画の策定、変更又は廃止についての議会の意見を聞くのであれば、条例を作らずとも議会全員協議会や勉強会の場を利用すれば、意見聴取は十分可能なのではないのでしょうか。現に総合福祉センター建設においては、その手法が取られたものではないのでしょうか。町長の職務や権限については、地方自治法第147条及び第149条に規定してあります。これは、議会のような合議機関ではないという意味ですが、独任制の執行機関であり、町の組織を総括代表し、また事務を管理し、執行するとあります。具体的には、町の予算を調整執行したり、条例の制定、改廃の提案及びその他議会の議決すべき事件について、提出することができるとなっています。もちろん、公の施設の管理、廃止も規定されています。本町には、すでに川南町立学校条例が存在し、町長は、両中学校を統廃合し、新たに設置をしたのであれば、予算と同時に条例変更を提案し、議会の可決を得れば済むのです。設置や廃止は、そこで決定すべきものですし、またそのように地方自治法第244条の2は、定めてお

り、唯一無二の方法ではないのでしょうか。場所が決まらなると、予算が決定できないとか、前に進まないとか申されますが、場所は町長が適切と思われるところを定め、計画を策定されれば良いのです。また、先日の一般質問でも場所の選定は町長の権限との趣旨の発言もありました。全くそのとおりだと思います。計画を策定し、議案議決の努力尽力をされるべきです。また一方では、場所については、あたかも決定されているととられるような、話も聞かないでもありませんし、また今回噂される近辺の不動産鑑定予算も提出されていますが、私には理解がなかなかできません。計画の調査、決定や予算編成は、まさに町長の裁量権限で、計画策定段階での議決判断は不要で町立学校条例として、判断すべきです。時間がないと申されますが、いたずらに不信感を招く議決案件を提出されるより、信じられる道を堂々と進め、町民の理解を得る努力に力を注がれる方がずっと早道ではありませんか。多くの自治体が地方自治法第96条の2項で議決事件を定めていますが、その多くは長期総合計画、基本構想部分にかかわるものです。町長が両中学校統廃合しようとするのであれば、最終的にはどうしても、川南町立学校条例の改正は避けて通れず、議会の議決を要します。町執行部と議会との適切な距離を保ち、良好な関係を築くためにも、今回の条例に反対せざるを得ません。議案審議の手続きとして、禍根を残しかねない今回の条例提案と思わざるを得ません。町の方向性を決定するにあたり、執行部と議会の関係を直視され、地方議会人としての表示をもって、判断を是非ともお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員(児玉 助壽君)** 議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて賛成の意思を示し、討論を行います。原案は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、重要議案を議決するために執行方が議会との合意形成をスムーズに図ることを目的に制定しようとするものであります。今回は、4、50年に一度の大事業、川南町立中学校統合整備計画策定が後の議案として、執行方から提案予定であるため、事前審査になるのでは、地方自治法第244条2の2項の3分の2の議決を逃れるためではないのか等、問題視、批判がありました。本町議会では、過去の勉強会において、執行方の出席を求め、様々な上程議案のその目的内容の説明を求め、より知識を得、執行方と合意形成を図ってきた経緯があることは紛れもない事実であり、今さら何事の間でもあります。また、学校の廃止と設置については、地方自治法第244条2の2項で3分の2の議決を必要としており、それを逃れることは、法に反するもので、絶対できません。川南町は、平成28年以降各小学校区公民館を巡回し、町立中学校再編等について、座談会を行い、保護者の皆様はその説明を受け、近い将来迫りくる様々な不安を感じ特に中学校の今後の在り方について、強い衝撃を受けています。そうした理由で、これ以上先延ばしし、関係者団体、また特に子どもたちの不安を増幅させることは、住民全体の奉仕者である議会人として、許せないことと思われます。執行方の苦肉の今回の原案提案の意図、町の次世代を担う子どもたちに良好な教育環境を速やかに提供するための大義と加速する少子化の時代の流れの中で、否決すれば時間の浪費を生み、

町政停滞を招くばかりか、保護者団体、特に次世代を担う子どもたちを落胆させてしまいます。先ほどの同僚議員の討論でもあるように、様々な問題点があり、賛否決定に葛藤を覚え、悩みましたが、思い巡らし、その解決に過去の遺物、我々が次世代を担う人材育成、未来社会のために苦肉の上程原案に寛容になるべきだと判断し、毒を食らわば皿までの心境で自身議員活動18年の実績の中で最初で最後となるやもしれぬ賛成討論を渾身込めて行うものであり、皆様の賛同を求めるものであります。そして、最後に私の希望を一言申し述べさせていただきます。今回執行方は、慎重が故の優柔不断で議会はそのとぼっちりで、批判的にさらされるなど、保護者や子どもたちと各方面に不安と御迷惑をかけた部分もあると思います。今後は遅滞なく決定、即事業計画に邁進し、完了のため、本条例を有効利用し積極的かつ丁寧な説明を行い、議会との意思疎通を図り、合意形成に努め、地方自治法第244条2の第2項の表決を全会一致の賛成議決を経て川南町全住民に新中学校の設立、開校を祝福してもらい、次世代を担う人材を数多く育成、社会に送り出してもらい、公正ですが川南町立中学校と言わしめてほしいと思っています。その実現を執行方に託し、私の賛成討論を終ります。

**○議長（中村 昭人君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定めるについては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、川南町立中学校統合整備基本計画の策定等について、議会の議決すべきものと定めるものとの提案理由でございました。私は、これまで中学校の統廃合について、平成28年から説明があり、ずっとかかわってきたと思います。その中で、今回この条例を作らなくても前に進められるという説明もありました。だから、わざわざ今になってこの条例を出す必要はないのではないかの思いで反対をいたします。新しい中学校を町の真ん中に造るということを再三言われておりますが、私は今現在ある中学校を利用して、少人数学級で、やっていただきたいということを最初から言っておりますが、そのことは全く少人数学級について、そこの今の中学校を使って、お金をあんまり使わなくて、川南町の中学校を存続していただきたいという案というのは、全く検討されなかったように思うんですね。だけど、将来のことを思うと、今、新しい中学校を作るということは、お金をものすごく使いますよね。それで、コンパクトシティの中でお金が出る、予算が出ると言われますが、今ほんとに不況になっておりますので、いつまで国から補助金をもらうのかも不明ですね。そんなところを考えると、本当にこれでいいのかなとよぎります。そして、今日の朝まで、私は反対討論しようと思っておりませんでした。だけど、考えてみると本当に川南町を二分するような大きい問題なので、時間がないと言われますが、一番お金をかけなくて、近道でするのならば、今のあるところを使うというのが一番だと思うんですね。で、子どもたちが減るから、統合せんと切磋琢磨ができないと言われますけど、小さくても存続している学校っていっぱいあるんですね。だから、教育の内容が充実すれば、子どもたちは生き生きしてくると思うんですね。だからその点でどうしても私は今の学校を存続し

て、使ってもらいたい、そして、統合するならどちらかを使ってもらいたい、お金をあまり使わないということはどうしても訴えたいと思ひまして、反対討論をします。それと、町の真ん中に造ると商売などが繁栄するので、賛成してもらいたいということも言われましたが、商店街の発展ていうのは、やっぱりまた問題が違ふと思ひますので、そのことも町民全体で話し合つて、町内での買い物ていうのも真剣に考えてもらいたいなと思ひます。それから、いろいろ言ひたいことがいっぱいあるんですが、両中学校の文化、歴史、そういうものをです、もっと考えてもらいたいと思ひます。もし、真ん中に新しいのを造るといふのは、やっぱり歴史がなくなると思ふんですよ。それで、どうしても、この条例を通すといふことは、なんか唐中も国中もなくなる第一歩になるのかなと思ひて、反対いたします。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議員（竹本 修君）** 私は議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて、私は賛成の立場で、現在の環境について討論をしたいという風に思ひます。この議案の背景には、本町の最大課題として、人口減少問題があることは町民の大半が否定する人はいないと思ひれます。この12月1日現在、川南町の人口は15,000人を切りました。我々が描いた減少より、早いように思ひれます。このことを考えると、私もこのことに加担しているようであります。そのことは、自分の子どもは、県外、県内で生活していますので、明らかに町の人口には入っていませんので、減少に加担している私であります。また、私の周辺を見回すと、同年代では同様のことは言えるかと思ひます。このような環境の中、川南町中学校規模適正化審議会、これは15名でございますが、川南町学校規模審議会条例第2条に基づき、川南町教育委員会から令和3年5月25日付けにおいて、諮問を受けた新しい時代に対応した川南町中学校教育のあり方について、令和3年8月12日に答申をされました。先ほどの諮問についての答申であります。内容の諮問事項として、一川南町の中学校の統合に関わる基本方針について、一新設中学校の候補地について、2点と審議にあつての生徒の人間力、学校を核とした地域づくり、町民との学びの場、生徒の安全、防災の拠点、場所については、教育環境に最優先、以上5つの点に留意するものでありました。これらの諮問事項に対して、答申では、基本方針で多様な子どもたちの個性を尊重し、夢や目標を実現するべく、努力を惜しまず、挑戦し続ける柔軟性や忍耐力を兼ね備え、ふるさと川南に愛着を持ち、未来を拓いていく人材を育てていくべきであるという風に述べております。また、設置候補については、アンケートの結果、審議委員の意見を集約した結果、新設中学校の候補地は、トロントロンドム東側周辺が妥当という結論でありました。これらについて、私の意見として、申し上げれば審議会で答申されている内容については、賛成であります。一言申し上げれば、現実に多くの川南の中学生が宮崎市内の学校に通う生徒が非常に増えていることがみえます。私がこの度の中学校統合問題で感じたのは、アンケートの意見は審議会のメンバーが7つの小中学校のPTA関係者、役員等に多くの30～40代の声がありました。その方は、冒頭申し上げましたが、人口減少の中での川南町で活躍されている方たちであるとい

う風に思いますが、いかがでしょうか。この63号議案に議員の皆さんの賛同を得て、1日でも早く理想とする中学校を作りたいものです。以上にて、わたしの討論を終わります。

**○議長(中村 昭人君)** 他に討論はありませんか。

**○議員(川上 昇君)** 私は、議案第63号川南町議会の議決すべき事件の条例を定めるについて対しまして、反対の立場で討論を申し上げます。そもそも、この議案は学校をどうしようかという問題ではありません。条例を制定するかしないかだという問題であります。我が町には、昭和39年3月31日条例第29号という川南町立学校条例があります。この条例の中には、第1条趣旨、第2条目的及び設置、第3条管理の原則、第4条学校施設の開放、第5条使用料、第6条損害賠償、第7条学校の廃止それに罰則及び委任という項目があります。別表でそれぞれの学校の学校名と設置の場所もあります。そのことをまず申し上げます。それから、提案されております議案の中で、議会の議決すべき事件は、川南町立中学校統合整備基本計画の策定、変更又は廃止に関わることにするということになっております。説明では、丁寧に議会に説明したいという話がありました。私ども議会に対しまして、全員協議会、全員勉強会におきまして、町側からですね、基本計画、統合整備基本計画については、幾度も説明を受けております。自分であったかどうかというのは、議員それぞれの理解によることとあります。そのことも申し上げておきます。第7条にですね、先ほどの学校条例ですが、第7条に学校の廃止というのがあります。この廃止を議決するときは、議会において、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないという特別多数決の原則も載っております。先ほどから学校のどうこうという討論もありましたが、この議案はそのことを議論することではありません。私が申したいのは、学校の整備を遅らせるとか、場所をどうこうとか、そういうことを言っているわけではございません。先ほど申し上げました学校条例がありますので、その条例の中で新中学校について、我々が議員として、審議していけばいい話であります。この期に及び新しい条例を必要以上に増やさないと私は思っているところです。先ほど申し上げました特別多数決の原理も新しい条例がくると誤解、混乱を招く恐れもあるところが懸念されます。従いまして、議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例については、反対の立場を表明するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 他に討論はありませんか。

**○議員(徳弘 美津子君)** 議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定めるについて賛成の立場から討論いたします。様々な賛成、反対の意見があり、それぞれ分かります。理由も分かります。ただ、その中で言われた中で、少人数でやればいいのか言われてますが、まずアンケートをとってほしい、住民の意見を聞いてほしいと言われたのは議会のはずです。アンケートの中で、現在学びの場にある保護者が67%の人が新たな中学校と言われているわけです。そのようなことも踏まえ、いろんな座談会を踏まえ、期が熟したということでこの条例が出されたと思います。確かに言われるように学校条例であるのかもしれませんが

も、今回はこれが出されたのをこれを材料でどうするかというのを図るべきだと思います。既存の50年の歴史のある学校を確かに廃校になるというのも忍びないかもしれません。ただ、皆様の時代にうちの学年が5学級あった人たちが合わせても3学級も満たない今の現状を知る由もないはずです。学びの場をきちんと整備してあげるのが今の私たちの責務ではないでしょうか。この条例をもって、今後進めていくという一歩前に進むためにこの条例に賛成の立場から討論いたします。

**○議長（中村 昭人君）** 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立同数〕

以上のとおり、採決の結果賛成反対が同数です。

従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。議長は可決と裁決いたします。従って議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。会議の再開は、午後1時からとします。

午前9時40分休憩

.....

午後1時00分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

ここで、議事日程についてお諮りします。

追加日程第1、議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定されました。

しばらく休憩します。

午後1時03分休憩

.....

午後1時05分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第1、議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** 議案第70号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、唐瀬原中学校と国光原中学校を統合し、新設の中学校を整備するための計画を定め議会の承認を求めるものでございます。

本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子どもたちの個性が伸び伸びと育つ場、夢や目標の実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南の未来を拓いていく人材を育む場を目指し、令和8年度に新中学校を開校するため、基本計画を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、伺いますが、この議案を提案するに当たっては、3日前にその届けるようになってるわけ

です、町の方で、で、降って沸いたように提案されたわけですが、こういうことをしとるからですね、午前中の賛否を問う議決ですね、63号の。こういう状況で、議会を軽視したようなことするかい、賛否半々になって議長の裁決に至るようになったわけですが、やっぱりその、3日前までに提出するごつなってるわけですから、議案は、そういうこの常套手段を手順手続きを踏んでしてもらわなですよ、賛成討論した自分としてはですよ、面目がつぶるわけですよ。どう思ってますか、町長。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいま御指摘いただいた点はですね、大きく反省すべき点であり、議会との合意形成についてはですね、しっかりとこれから向き合っていくべきだと考えております。今回に関しましては、午前中の63号が可決した後でしか提案できないというルールがありましたので、こういうことをさせていただきましたが、繰り返しますが今、議員の言われた通りですね、しっかり大事な問題ですから、本当にこうしっかりと向き合っていく一つずつ一つずつ進めて行きたいと考えております。

**○議員（児玉 助壽君）** この後、審査があるわけですけど、審査する必要があるとかなち思とるわけですよ。自分としては、午前中の反対討論の中で、内藤議員が唐瀬原中学校う

んぬんち言いよりでしたが、昨日だいぶん唐瀬原中学校は老朽化しとって、長寿命化の工事をせんならんかいてそういうとを見ると、新築と比ぶとと事業費がかかるというような説明を受けとったわけですけどよ、聞いとられんかったとかしらんけんどん、唐瀬原に固執した討論をしとらる風でありますから、審査してん無理じゃと思うとですね、そんげな状況で。こういう提案のされ方すつと、そこ辺が今朝の討論の中に含まれとつとやねえかなち思うわけですが、こういうことしよつたら、もしこれが否決されたらまたあの子どもを落胆させるわけですが。まあ、もちつとこう周到に計画して、議案を提案してもらいたいと思っております。

**○町長（日高 昭彦君）** 繰り返しの答弁になりますけど、先ほど言われたとおりしつかりですね、この点は反省すべきことを含めてこれからの糧にしていきたいと考えております。

**○議長（中村 昭人君）** 他に質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 川南町立中学校の統合整備基本計画の策定についてということ、議会の議決すべき事項ということでの議案第63号でした。結果として、議決したわけですが、統合整備基本計画ですから、当然町としても場所の特定も急がれたのかなという風には思うわけですが、まずスタートを切るんだという説明でした。スタートを切るんでしたらね、こういった条文は勿論なんですけど、新中学校学校づくりの方針、それから目指す学校像、基本コンセプト、これぐらいの提案かなと、通常はまあそう思うんじゃないかと思えます。ずっと、下まで見ていきますと唐瀬原中学校、国光原中学校、両校中学校を統合することなんですけど、これ議案質疑ですから質問しますけれど、廃校という風に、言葉としてはつながるんですけど、後々、そういった議案が上がってくるのでしょうか。伺います。

**○教育課長（山本 博君）** 川上議員の御質疑にお答えいたします。今回、この基本計画の策定について上げさせていただきましたが、これを承認していただければですね、場所が明確になりますので、今後それに伴って、基本計画等の予算をですね、計上して行きたいという風に考えております。以上です。

**○議員（川上 昇君）** 私が質問した質問の答えにはなっておりません。両中学校つまり閉鎖、廃止、閉校するわけですね、この議案でということ、という考えなのか、また別途廃止については別途あげますよということなのかをお聞きしたところです。いかがですか。

**○教育課長（山本 博君）** 再度お答えいたします。この基本計画にありますようにですね、この唐瀬原中学校と国光原中学校を統合しまして、新中学校を作るということでのこの計画であります。これで進めていきたいと思っております。以上です。廃止につきましてはですね、新中学校を開校できる前、工事等が進んだある程度の時期にですね、廃止の条例は提案したいと思えます。

**○副町長（押川 義光君）** 川上議員の御質疑にお答えいたします。廃止の条例をなぜ出してそういう次のステップに入らないかと、そういう御質問だという風に理解しております。川南町立学校条例の中でですね、学校の施設の設置、管理等については、第一条で定めてお

りますし、午前中の質疑でもございました通り、第7条に学校を廃止するときという文言がございます。この中でただですね、我々が一番考えていますことは、廃止を条例で上げた場合にじゃあどこに設置をするのかということ、一般的にやはりどうしてもですね、議論になることであろうというふうに考えます。ただ、地方自治法222条では、予算を伴う条例のですね、改正につきましては予算の確定をもってですね、条例の改廃をするという規定がございますので、そこから見たときに廃止はできるけど、設置の予算案が確定できない、その理由はやはり場所が決まらないということになろうかと考えております。そういうことから、一方的に廃止だけをですね、現段階で提出するということですね、非常に混乱を招くということからですね、まず基本的な計画を御承認いただいて、場所を確定してそれから予算を計上していくという形をとったところがございますので、御理解いただければと思います。

**○議員（川上 昇君）** 教育課長の答弁で内容が分かりました。また、廃止については上げられるということでしたので、そのように理解しております。ただ、先ほど副町長が答弁されましたけれども、私が聞いたのはそのことじゃなくてですね、廃止を先にやってくれという話は誰もしておりません。今回このように提案されるんだったら、この一番最後に書いてある国光原中学校と唐瀬原中学校、両校を新中学校に統合するということになっておりますが、この分についての廃止についての件は、別途上げられるかと伺いました。その答えはありましたので、もうそのように理解しておきます。

**○議長（中村 昭人君）** 他に質疑はございませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 今、副町長なり教育課長の答弁を聞いておりますと、この基本計画で場所を決めてしまうというお考えなんでしょうか。場所については、川南町立学校条例の中で決めるべきではないかと思うんですけど、いかがお考えですか。

**○教育長（山本 博君）** 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。当然、新しい中学校ができた場合には、その条例に基づいてですね、提案をしたいという風に考えております。ただあの、今、この新しい中学校を進めていく段階において、議会の皆さんの考え等もあるというところで、こちらが町側が考えております図書館の東側と及びその周辺というところで、町は進めていきたいという風に考えているんですが、なかなか御理解をいただけていないところがありますので、この計画をもって町の方としては、東側で進めたいということをご確認したいということでこの計画をあげました。それに承認していただければ、それに基づいて基本計画、工事の予算なりを随時上げていきたいと考えております。で、供用開始前になりましたら、言われるように新しい中学校の名前等もできますので、新しい地番を確定できます。ので、そのときに初めて設置条例と両中学校の廃止条例を出したいという風に考えております。以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** それでは、川南町立学校条例というのは、これで決まってしまうばもう否応なしに提案通り賛成せざるを得ない状況になりやしませんか。

**○教育課長（山本 博君）** 再度お答えいたします。予算を計上して承認していただいて、建物を建てていけば、当然提案するときには、供用開始のような状況になっておりますので、そのときには認めていただけるような形というか、そういう風な環境は整えているという風に考えております。議員が言われるように既成事実を作るんじゃないかという意味のことだと思ふんですけれども、場所を決めて予算を随時上げていって最終的には3分の2で、廃止も含めて3分の2で同意をいただければという風に考えております。他の自治体を見ますと、一番最後に供用開始前に条例を上げている自治体がほとんど多いんですが、うちの場合にはなかなか中心部という理解が得られておりませんので、とりあえず場所を決めないと前に進めないというところで、今回このような計画を上げさせていただいたところで、以上です。

**○副町長（押川 義光君）** 先ほどからの議論の中で、蓑原議員の御質問の中で設置廃止というお話がございましたけれども、川南町立学校条例の中の第7条の中に学校を廃止するときは、法244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないという規定がございます。そういうことからですね、廃止する場合に3分の2の同意ということでございますので、設置する場合は2分の1以上と、過半数ということですね、設置はできるように解釈しております。そういうことから、今後見たときにこの計画を御承認いただくことで、一つずつ段階を踏みながら、学校設置ができるのではないかと考えているところでありますので、御理解いただければという風に思っております。以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 私作ることをお断りしておきますけど賛成反対の立場で言うてわけじゃないんですよ。手続き論のことで言うてわけなんです。当然作るにあたって、予算あげなくちゃいけないでしょうし、そのときでも設置なり廃止を上げれば良い話で、作ってしまったあとで、廃止とか設置を上げるのは、おかしいんじゃないんでしょうか。手続き論のことを言うてわけなんです。学校作るなとか統廃合をしろとかするなとかいう話では全く言っていないつもりですので、誤解のないようお願いしていますが、手続き的にどうなんだろうかとということをお尋ねしているところです。

**○教育課長（山本 博君）** 蓑原議員の御質疑に再度お答えいたします。手続き上の問題ということではありますが、第一法規の方が出しております地方実務解説の中でのことになりますが、公の施設をですね、住民の利用に供する段階でこの条例を定めるのはいつがいいのかという内容のところがあります。その場合には、学校等を新設する場合に地方自治法の第244条の2の第1項の規定ですね。この条例は工事が完了して、そして公の施設として活動を始める直前、というかその前ですね、が良いと書いております。要はあの公の施設というのが、建物が建って、ある程度備品が装備されて、学校として供用できると、使用できる段階の前に条例を出すのが妥当ではないかという風な解説もあります。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** 他に質疑はありませんか。

**○議員(内藤 逸子君)** 今日のこの議案第70号が採決されて決まったら、もう場所が決定されてしまうもので、私はこの短時間で、今提案されて質疑が今すぐだったですよ。どんな提案がされるのか想定はしていたと思いますけど、これが通ったら予算要求をしていくんでしょうかね。前のときに立地適正化事業での予算は要求していくんだよ、だから今年度中に結論を出してもらわんと、前に進めないというようなことを聞いておりますが、これで見たら予算のことは全くないのでこれが通ったら予算要求をしていくのかどうかをお尋ねします。

**○教育課長(山本 博君)** 内藤議員の御質疑にお答えいたします。令和8年度にですね、開校を目指しております。平成28年度からいろいろ協議していく中で、今に至っているわけですが、本来なら今年4月あたりから住民説明会等も入りたかったんですが、議会からの要望等もありまして、アンケート調査等も行い、若干ずれてきております。今の段階で、もう決めないとですね、令和8年4月の開校というのはまず無理だという風に判断しております。なので、ここではっきり決めたいという風には考えております。というのが、幼稚園生の保護者、保育園の保護者、小中学生の保護者、また一般住民の方から500名のアンケートを取りました。議員の方にもお渡ししておりますけれども、このアンケート調査をするときにはですね、こちらもすごく緊張というか、すごく考えてアンケート調査を行いました。というのが、この住民の当事者である若い世代20代、30代、40代の世代がですね、唐中を望むのであれば、やはりそれは尊重しなければいけないだろうと考えておりました。で、そのアンケートの結果がサンA文化ホールの町立図書館の東側及びその周辺というのが、63.6%と高い数字でありましたので、やはりこれを尊重すべきだということで、進めてきております。ですから、ここで場所を決めて、基本計画なり随時予算を上げて、どんどん前に進んでいかないともうとても令和8年には間に合わないと思っております。住民の方からも要望が出ておりますので、一刻も早く進めたいと考えております。以上です。

**○議員(内藤 逸子君)** 当局が早くしたいという気持ちは分かりますが、統廃合、2つの中学校の文化、歴史が中断されることになりますよね、その影響っていうことも考えてほしいと思います。私も唐瀬原中学校を出たから、あなたは愛着があってそう言うんでしょう？と言われますから、そうですね、そうですね。ほんとに唐中を卒業した人たちがたくさん川南町におられると思うんですね。一番お金のかからない方法というのは私は先も言いましたが、この小さいコンパクトシティの中には唐中も含まれますよと言っていますよね。だからなんで唐中での整備計画というのも提案は全くされてないと思うんです。このまま行ったら中央の真ん中にできますよね。じゃあやっぱり、唐中での統廃合っていうのを考えてほしいということと、両中学校の文化、歴史っていうのをどんな重みで受け止めておられるのかということをお尋ねいたします。

**○教育課長(山本 博君)** 再度、内藤議員の御質疑にお答えいたします。唐瀬原中学校、国光原中学校ですね、それぞれに歴史があると思います。そして、卒業した方もですね、

それぞれにそれぞれの思いがあるという風に思います。私も国光原中学校卒業しておりますので、その思いは変わりません。ただ、その思いだけでは、これからの社会、子どもたちの学習環境は、整えないんじゃないかなと思っております。やはり、あの子ども、これからの主役というのは子どもたちだと思います。内藤議員の意見を聞いておりますと、子どもの学習環境というものが見えないので、これからのソサエティファイズ、シックスを生きていく子どもたちのことを考えたときには、やはりこの中央ですね、学びの環境が整っているところで、学ぶのが一番いいんじゃないかなという風に考えているところです。一番に子どものことを考えていただければという風に思います。以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 現在の唐瀬原中学校、国光原中学校も立派な教育の場所だと信じています。そして、今学んでいる子どもたちも本当のいい学校だなあと学んでいると思うんですよね。誇りを持っていると思ってるんです。それを捨てるんですから、真ん中がいい、真ん中がいいと言われますけど、今もおんなじように環境は、整えて今の生徒たちに提供していると思うんですよ。教育の環境を。そうでしょ。まずいなあと思いながら、教育しているんでしょうか。最高の場所だと私は思っています。場所が真ん中に来たから、環境が整うとは思わないんですね。今のところで、十分環境は整っていると私は信じてます。

**○町長（日高 昭彦君）** 教育課の方の答弁ではありますが、まちづくりに関してですね、今、内藤議員が言われたように当然、国光原中学校、唐瀬原中学校、それぞれを歴史あること大事にしてるのは変わらないと思います。捨てるんじゃなくて、新しく作る、なぜそこに造るかというのをこれまでも我々としては伝えてきたつもりではありますし、その歴史を閉じるということは、そこにちゃんと足跡を残して、その次の新しいものにそれは引き継ぐものだという風に私は思っております。

**○議長（中村 昭人君）** 他に質疑はありませんか。

**○議員（谷村 裕二君）** 今、統合の話が同僚議員から出ましたが、統合については議会で決定をしていることとございます。町長にお伺いしたいんですが、この70号の学校統合整備基本計画の策定についてはですね、アンケート結果、それから説明会の結果、それから学校規模適正審議会の結果、それから教育委員会の決定等ですね、民意を反映してでの策定をするということの理解でよろしいですかね。

**○町長（日高 昭彦君）** まあ今言われたとおりですね、いろんな意見を聞きながら、しっかりと前を向いて民意を受けて、進めていこうと考えてございます。

**○議員（谷村 裕二君）** それとこの基本計画の策定につきましてはですね、私は昨日の委員会でも述べましたが、各賛成の町民の方々が願っているように早期の実現、1年でも早く、1日でも早く、1時間でも早く、早期の実現を願っていると思いますが、それについて、町は合理的、経済的、また合法的に進めようとしている計画なんでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** すいません、大事な部分ちょっと。その前にですね、谷村議員が議会の議決を得たということと言われたので、議会の議決はこれからだということでは

理解をしておりますが、合議的に合法的にしっかりと前に進みたいという考えでございます。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(徳弘 美津子君)** 議案70号についてちょっと伺いますが、基本計画の中の様々な項目がありますが、担当は教育課の方だと思いますが、この内容の基本コンセプトを見るとですね、例えば学校を核とした地域づくりの推進であるとか、安全に通学できる地域環境づくりであるとか、健全な心身を育むと、これは部活ですけれども、環境づくりとか、教育課だけで収まるようなものではないような気がするわけですね。で、私が思いますには、やはりその様々な課の連携をして、ある程度この中学校、新中学校の建設は一大プロジェクトと思うんです。だから教育課だけによらず、全課をいろんな網羅をして、様々な意見が聞けるような環境づくりをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

**○町長(日高 昭彦君)** まさしくその通りで、そのこの前発表しました長期計画でも、第1番に人づくりを持ってきております。それは、教育のこの川南町にとって、大事さを表しているものだと思っておりますので、全庁あげてこれには取り組むつもりであります。

**○議員(徳弘 美津子君)** 先ほどの63号の議案でも、議会を二分するという形で、ある意味議員は、住民の代表という意味の中で、職員の皆様も私たちに対して、いろんな思いで接してくださっていると思うんです。ていうことは、もしかして、川南町を二分するのかもしれないと、その中で理解をしていただくためには、やはりその全課をあげて、本当に職員いろんな声があると思います。その声も聞きながら、やっぱり教育長主体として、学校作り、私たち議会もその都度いろんな議案が提案されたときに真摯に向き合って、何がだめで何がいいかということ審議したいと思うんですけれども、町長この思いですね、この今までにない結局なかなかありません。議会が二分して議長裁決で可決していくってことはですね、その思い、私たちのほんといつらい思いをやっぱ汲んでいただいて、この70号に対する姿勢をもう一度聞かせてください。

**○町長(日高 昭彦君)** 冒頭に児玉議員からも言われました、こういう大事なことをしっかり合意形成をやってからやるというのは、ほんとにその通りであると思います。これまでのことは、それは、我々執行部が大いに反省するところであり、しかしながら、我々としても精いっぱいのもりでやっておりましたが、そこの思い違い、ボタンの掛け違いはですね、しっかりこれから正して前に進んでいきたいと思っています。

**○議員(中津 克司君)** 午前中に議案第63号、これは、議長裁決により決定したわけがあります。これが議会の意思であろうと思っております。中学校の統合これは私は絶対必要であるという風に考えておりました。その中で広大な土地を有する我が町において、執行部側のもくろみもあろうけれども、新中学校を狭い場所に計画する必要はないのではないかと強い思いがありました。でそれまで来ていましたけれども、今回、鑑定で1町7反鑑定をして、それが購入できれば3町1反、1,400平米の計画が31,000平米になって、それは私の中では、解決をしたところであります。次に私が考えますが、新中学校に全体でいくら

かかるのか、勉強会では43億9,000万、今後提示されていくんでありましようが、それに土地代、大きなざっとした計算で申し訳ないですけども、2億1,000万かかって、46億ぐらいかかるんじゃないかと、まあ財源、長期の町政運営、財政収支計画はどのように煮詰められているのか、そこ辺が一番大切になってこようかと思えます。と、申しますのが、令和3年度の我が町の予算は、当初予算が100億4,300万円で自主財源が50億1,449万5,000円、町税が15億7,044万2,000円前年対比で2,316万2,000円、1.5%減です。反対に、義務的経費は、37万4,965万5,000円、対前年対比で、7,195万7,000円、2.0%増です。この現実を見たときに住民サービスの低下につながらないか、そこ辺が一番心配される場所ですけども、町長の見解は、いかがでしょうか。

**○町長(日高 昭彦君)** 議員が言われるとおりでですね、財政的な問題というのは本当に大きな問題でございます。他の議員からもお金がもったいないという言葉は言われてますし、それは大事な資金ですから、財源ですから、大切にしたいと考えておりますが、今3期目、3年目になります、1期目からですね、このために基金をずっと積み上げてまいってきたつもりでございます。これから、詳細はですね、副町長が全て把握しておりますし、その後については、副町長に答弁をさせますが、前もってですね、時間をかけてしっかりと計画的に財政的には準備をしてきたつもりでございます。

**○副町長(押川 義光君)** 中津議員の御質問にお答えいたします。我々はですね、先ほどからありますとおりで、平成28年からこのことに取り組んで参りました。このことに取り組むにあたりまして、一番大切なことはもちろん子どもの教育の在り方、それでございますが、併せて、議員おっしゃるとおりですね、やはりその裏付けとなる財源はどうなるのかというのを考えて参りました。その中で、やはり平成23年から町長は就任されました2期までの間がですね、非常に苦しい財政状況の中でもですね、一生懸命積み立てを行いまして、後半にはですね、基金と起債、その部分がほぼ同額になるような状況まで、財政状況をですね、よくして参りました。それはやはり、この福祉センターと学校の統合問題、それに合わせて、積み立てを行ってきたというのが実態でございます。ただ、基金とか一般的な財源だけではですね、なかなか先ほど言われましたようなですね、40数億になるような金額を賄いきることはできません。そういうことから、我々は今の立地適正化事業という国土交通省の事業、それから文部科学省の事業、いろんな事業を組み合わせ、財源措置をしていくということを計画いたしまして、現在に至っているところでございます。以前から国土交通省の事業はですね、20数億の事業に対してということがありましたけれども、ただ実際にですね、事業計画を作ってみないと、2分の1がいくらになるのかというのは、明確な数字が言えない状況にはなっております。ただ、今までの説明をしてきた中では、21億に対して、10億5千万、これについてはですね、やはり文部科学省の補助事業がまず先にありまして、そのあとに国土交通省の事業で賄うという計画を立てておりまして、その残りは一般財源と起債、それで充てると考えております。ただ、この起債はもちろん町の借金でございますけれども、教育

関係の起債、借金の場合です、後年度、普通交付税に対してのですね、交付措置がございます。その起債に対して、67%がですね、後年度、充当されると。普通交付税で充当されるというのが、今年度の国からの指針でございますので、そういう後年度に国からのですね、補填があるということまで見込んで、今計画を立てているところでございます。そういうことからですね、今後の財政措置については、十分大丈夫であるという確信を持ちましたので、今の計画を進めているという状況でございます。以上でございます。

**○議員(中津 克司君)** 議員の職責で行財政運営の批判と監視ということで、私たちやらせていただいております。しかし、この中学校の統合、新設、これについては、今副町長もおっしゃいましたけども、そこ辺の数字もお互いが出し合って、吟味しながら相互理解のもとに、議会も執行部も進めるべき大きな案件だという風に思いますが、いかがでしょうか。

**○町長(日高 昭彦君)** まさにそのとおりであると思います。これまで、なかなか場所が決めきれずに、あやふやにした点がここまで、大きな疑念を生んだんだろうと思っておりますので、そこはしっかりと反省しながら、前に進んでいきたいと思っております。

**○議員(河野 浩一君)** 議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について。あの、先ほどから中央に造ることで話がありますけども、議会に対しての問い合わせと言いますか、どこがいいですかという相談はまだ一度もなかったと思うんです。そのことが決まったように話が進められております。だから、私はちょっと議会に中央に造る案があるということは、何度も聞いておりますけれども、相談があって議員の方たちが了解した段階で話が進めておられるような気がするんですよ。だから、そこんところ本当にもう議会了解した上に、了解があったのかどうか、私はちょっと記憶にないと思うんですけど、そこんところ説明してください。

**○教育課長(山本 博君)** 河野浩一議員の御質疑にお答えいたします。議会に相談がなかったのじゃないかということでございますが、その辺りはこちらの方では分かりかねません。学校の設置についてはですね、教育委員会の職務権限として法律上あります。で、それを教育委員会の方で審議し、決定した後に町長の方に報告をして、町長がそれを認めた場合に最終的に議会に提案して認めてもらうという流れになりますので、あくまで場所を決めるのは、教育委員会の権限の範疇だと思っております。以上です。

**○議員(河野 浩一君)** さきほども言ったように例えば中央がいいか、唐中がいいか、国中がいいかということも議員に相談して、議会で決めていかないかんような気がするんですけど、先ほどあの、教育委員会が決めたならそれで決定ということで、決まっていくんでしょうかね。私あの、そういったしきたりとかそういうものはあんまり分らないんですけども、そこんところ説明していただきます。

**○教育課長(山本 博君)** 再度、河野議員の御質疑にお答えいたします。あくまであの最終的に決定するのは、この議会だと思っております。やはりあの、案を作成するのは、教育委員会の方になるかと思っております。で、いきなりこの提案するわけではなく、教育委員会

の中でいろいろもんで、それで住民アンケート、そして住民説明会、そして議会の勉強会での報告、そういったものをしていながら、やっていった上ですね、教育委員会の方に議案として提案をあげて、それで決定した場合に議会に最終的に提案できるという形になりますので、要は勝手に進めているというわけではなく、段取りを踏んでですね、行っているところであります。以上です。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 河野浩一議員の御質疑にお答えします。まず、私たちは行政の中の教育行政でありますので、中立的立場で置かれているのが1つあります。その中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、その第21条に教育委員会の職務権限、その中に第1項にこう書いてあります。教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することが教育委員会の職務権限として行うこととなっておりますので、さきほどからいろいろ言われていますけれども、未来の担い手を作る子どもたちをこの人口減少の中で、中学校の教育と小学校の教育の大きな違いが以前からも言いましたように学級担任制と教科担任制でございます。令和8年に開校するときには、1学年4学級の12学級ということで、文科省の12学級から18学級の適正規模にあたるわけですが、そうしないと、国中は令和11年度には、2学年が1クラスになります。そうすると、十分な勉強の保障が受けられるかということです。専門的な先生の配置が難しくなります。この前も言いましたように理科の先生が体育の授業を受け持っている現状が今でも国中ではございます。これがまさにどんどん進んでいくんです。そこを見据えて、やっぱり責任を持って、そこ進めるのは教育委員会の我々の仕事だということで未来を見据えた教育を行うんだとしかも住民の保護者の皆様をはじめ、たくさんのお意見をいただいております。それをもとに、私たちが、進めなければ誰が進めるのかという強い決意で今後進めていきたいと考えています。もちろん、議員の皆様との合意形成は大事です。ですので、こういう手続きを取りながら、議員の皆様のお考えをお借りして、そして、合意形成を図り、横の合意形成も図りながら、しっかりと川南町の中学校教育を作りたいと、教育長としては思っているところであります。以上です。

**○議員（河野 浩一君）** 平成8年に国中は学年が1学級に、平成11年ち言ったかね、あ、令和令和、すみません。そして、なんですか、教育課が決定したら学校はもう場所も決定できるという、言われたんじゃないですか。ですよ。だから、教育課で全部決められるなら、議会には諮らんでいいような気がするけど、もう少しそこんところ説明してください。

**○教育長（坂本 幹夫君）** あの、説明が不足した点につきましては、お詫びを申し上げます。この学校統合とか、廃止とか設置に関する職務権限として、教育委員会が中心になって、行わなければならないという地教行法の法律第21条に基づき、私たちは行っておりますけれども、やはりこれは、教育委員会だけの問題ではなく、先ほども言われましたように、建設にあたっては、やっぱり建設課、まちづくりにあたっては、まちづくり課、財政にあたっては、財政課との横の連携を図りながら、やっぱりやるものであって、そして、一番大事

なのは、議員の皆様方にやっぱりこういう教育委員会としての考え方をやっぱりしっかり私たちがお伝えしなかった点については、深くお詫びしますが、今後皆様とともにですね、先ほど来のことをしっかりと反省を踏まえながら、やっぱりこうともに作っていきたくてそう思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○教育課長(山本 博君)** 河野議員の御質疑に再度お答えいたしますが、平成28年からこの学校再編に関する検討をする中でですね、議会に対しましては、その都度勉強会の方でお伝えをしてきております。その場所が確定した時点でもですね、図面と言いますか、資料を勉強会の方に提示して、図書館の東側周辺が今のところ望ましいという風な情報は、早めから伝えているところでありますので、最近聞いたような話ではないかというふうに考えております。以上です。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(河野 禎明君)** 70号議案につきまして、ちょっと質問をさせていただきます。最初町長にお伺いします。あそこのふるさと公園はですよ、口蹄疫の慰霊碑があって、長洲剛が来て歌ったあの場所なんですか。建設予定地は。

**○町長(日高 昭彦君)** 先ほどもですね、教育長ほか教育課長が説明したとおり、設置場所につきましては、サンA文化ホール・町立図書館東側及びその周辺ということでございます。

**○議員(河野 禎明君)** 口蹄疫の慰霊碑のある場所だと思うんですよ。あそこはですね、長洲剛が来てですね、歌ってくれたんです。私は今でもビデオに残ってますけど、もし川南に聖地、聖地があるとしたら、あの場所が30年、50年後も聖地として残せる場所じゃないかなと思います。他に聖地らしきものはないですよ。口蹄疫の慰霊碑もですね、大変重要な慰霊碑だと思います。だからここはもっと工夫してですね、何かあれをどういう形かなんかでですね、少しまだ残すこともですね、検討していただかないといけないと思います。それからですね、教育課がアンケートの賛成が多い、審議会の答申が出た、と言いますが、私からすると、町民を回ると、知らない、アンケートは子どものおる人が対象だったからでしょうけど、私はアンケートというのは、町民全員にですね、これがもしできるならば、新中学校は、ここに建てたいでもいいですよ、これぐらいのお金がかかりますとで今福祉センターが16億円、やはり借金、借金みたいなもんですよ。補助があるわけでもないし、今までの町の借金もあります。そこで、今度の中学校はどう考えてもですね、中学校と福祉センターのある場所と50億近くの借金が発生したらどうやって払えるっちゃうかと心配する声が出始めているから、それを説明するものもですね、アンケートにしてほしいわけですよ。これを。これ、町民に今全世帯配布だからですね、即アンケートで、アンケートじゃなくていいです、説明文でいいですよ。それを出してもらえるとですね、私たちがいちいち説明しなくてもいいんですよ。一番詳しい情報が町民に伝わります。それをしてもらってないもんだから、私たちはいろいろな人から電話が来たり、会えばいろいろ言われるんです。私たちもは

つきり答えられないんですよ。だからこちら辺はですね、ちゃんとした情報を町民全世帯配布をしてほしいということですね。それから、規模審議会というやつですか。適正規模審議会。学校規模適正審議会。あの中メンバーの1人ですね、これどうしたことかなという人が1人いてですね、あの、その人は去年の2月にですね、ドームの近くに土地を買ってるわけですよ。派出所のそばです。いいんですか。

**○議長（中村 昭人君）** 議案質疑ですので、議案に関係する質疑なんですが、関係しますか。

**○議員（河野 禎明君）** これ調べてもらおうと分かるんですけど。その人は去年の2月にドームの派出所のそばに土地を買いました。で看板が立ちました。何か中学生向け用のですね、商売をしたらしいんです。で、その人が審議会が5月から始まったんですかね。そのメンバーにですね、入っているわけです。唐中の会長は当然、教育課の橋口くんだから入れません。副会長が3名いました。その中から選ぶのかと思ったら、会計の人が代理で入っています。この人はちょっと利害関係が絡んでくるんじゃないかと思って、ここの審議会が公正だったのかということをお心配しています。

**○議長（中村 昭人君）** 発言には十分気を付けていただきたいと思いますがいかがですか。

**○議員（河野 禎明君）** はい、気を付けます。

**○町長（日高 昭彦君）** いくつか、質問と受け取れる部分については、お答えをいたしますが、まず、口蹄疫の聖地ということですが、聖地だからこそ子どもたちが常にそこにいるというのは、非常に大事な視点であると、工夫すればいろんな形で残せると思っていますし、残りのはっきりと分からないと言われましたけれども、だからこそ、今ここで決めてもらって、伝えるべきだと思っておりますし、足りない部分、必要があれば教育課の方に答弁を回します。

**○教育課長（山本 博君）** 河野議員の御質疑にお答えいたします。学校規模適正化審議会の委員の件であります、役場の職員以外の者で選んだ方がいいということですね、15名選ばせていただきました。学識経験者、そして国中、唐中の校長先生お2人、そして、PTA関係者、あとは自治公民館の館長、副館長、そして長寿会、地域婦人連絡協議会、若者連絡協議会、そして幼稚園の代表者ということで適正に選んでいるという風に思っております。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** 河野禎明議員に申し上げます。先ほどの発言の中にですね、中学生を動物に例えかねないような発言がございました。その点に対して、訂正なりがあればお許しをしますが。

**○議員（河野 禎明君）** 動物園のおりという表現は、これは不適切であると思っておりますから訂正したいと思います。

**○議長（中村 昭人君）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第70号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ただいま付託されました議案を追加して、委員会ごとの審査をお願いします。

本日は、これで散会します。

午後2時14分閉会

---